

公立大学法人静岡文化芸術大学教職員住宅管理規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「法人」という。)が役職員に貸与する教職員住宅の維持及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 法人に常時勤務する役員、教員及び職員をいう。
- (2) 教職員住宅 法人が役職員に貸与する住宅をいう。
 - ア 住宅 法人が設置する教職員住宅
 - イ 借上住宅 法人が民間等から借上げて貸与する教職員住宅

(教職員住宅の管理者)

第3条 教職員住宅は、理事長が管理し、総括事務は法人事務局長がこれを行う。

(教職員住宅借用証書)

第4条 教職員住宅の貸与を受けた者は、入居後5日以内に様式第1号による教職員住宅借用証書を理事長に提出しなければならない。

(保管義務)

第5条 教職員住宅の貸与を受けている者は、その使用にあたり、常に必要な注意を払い、教職員住宅及びその附属設備を正常な状態で維持しなければならない。

(転貸の禁止)

第6条 教職員住宅の貸与を受けている者は、その教職員住宅の全部又は一部を他の者に貸し付けてはならない。

(教職員住宅の貸与を受けている者の監督)

第7条 管理者は、教職員住宅の貸与を受けている者が前2条に規定する事項を履行しているかどうかを監督し、常に教職員住宅の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(教職員住宅の滅失又はき損の報告)

第8条 教職員住宅の貸与を受けている者は、教職員住宅又はその附属設備を滅失し、又はき損したときは、その状況を詳細に記載して直ちに管理者に報告しなければならない。

らない。

(損害賠償)

第9条 教職員住宅の貸与を受けている者は、教職員住宅又はその附属設備を滅失し、又はき損した場合において、理事長がその滅失又はき損が教職員住宅の貸与を受けている者の責に帰すべき由に困って生じたものであると認めたときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償しなければならない。

(教職員住宅の実費による建築)

第10条 教職員住宅の貸与を受けている者が、自費で教職員住宅の増築、改築その他建物の原形を変更しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により原形を変更した場合は、教職員住宅を退去する際、自費でこれ原状に回復しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(教職員住宅の経費負担)

第11条 教職員住宅について次に掲げる費用は、法人の負担とするものとする。

- (1) 天災、その他教職員住宅の貸与を受けている者の責に帰することのできない事由により、き損又は汚損したときの修繕に要する費用
- (2) 増改築及び模様替工事の費用（前条第1項の場合を除く）
- (3) 前2号のほか、理事長が必要と認める修繕等に要する費用

(教職員住宅の明渡)

第12条 教職員住宅の貸与を受けている者は次の各号の一に該当した場合においては、通告を受けた日から30日以内に教職員住宅を明け渡さなければならない。ただし、特別の事由により30日以内に教職員住宅を明け渡すことができないときは、明渡の予定日を定め、その事由を明らかにして管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 教職員住宅の貸与を受ける身分を失ったとき
- (2) 転勤その他の事由により、教職員住宅に居住する必要がなくなったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、理事長から退居を命ぜられたとき

(退居の手続)

第13条 教職員住宅の貸与を受けている者が、教職員住宅を明け渡そうとするときは、5日前までにその教職員住宅の管理者に届け出て、その教職員住宅を正常な状態におき、管理者の検査を受けなければならない。

2 借上住宅の場合は前号のほか、別途借上住宅貸主と法人との間で締結された賃貸

借契約の内容によるものとする。

(貸付料)

第 14 条 教職員住宅の貸付料は月額とし、別に定める貸付料の基準に基づいて決定する。

- 2 教職員住宅の使用期間が 1 月に満たないときは、日割により計算した額とする。
- 3 前 2 項の貸付料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

(教職員住宅台帳)

第 15 条 教職員住宅の管理者は、様式第 2 号による教職員住宅台帳を備え、1 住宅ごとに次の事項を登録しなければならない。

- (1) 所在地名及び地番
- (2) 敷地面積
- (3) 教職員住宅名
- (4) 建物の面積
- (5) 建築年月日
- (6) 建築費又は評価額
- (7) 備品
- (8) 教職員住宅の貸与を受ける者の職氏名
- (9) 貸与及び返納の年月日
- (10) その他必要な事項

(雑則)

第 16 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(細則の改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学校法人静岡文化芸術大学教職員住宅管理規程により入居している者は、この規則によってそれぞれ貸与決定を受けたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

教 職 員 住 宅 借 用 証 書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

所属名

職 氏 名 ⑩

次のとおり教職員住宅を借り受けましたが、居住期間中は静岡文化芸術大学教職員住宅管理規程に定める項を厳守いたします。

- 1 教職員住宅の所在地
- 2 教職員住宅名
- 3 貸 付 料
- 4 入 居 年 月 日